

## 医療費助成における精神障がい者の適用に関する意見書

我が国では、憲法第14条で法の下での平等をうたい、障害者差別解消法を制定し、障害者の権利に関する条約を批准しており、栃木県においては、障害者差別解消推進条例を制定している。

そのような中、重度の身体・知的障がい者に適用される栃木県の重度心身障害者医療費助成制度においては、精神障がい者は適用対象外となっている。

よって、県においては、精神障がい者を重度心身障害者医療費助成制度の適用対象とするため必要な措置を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

令和元年7月3日

宇都宮市議会

栃木県知事  あて